

常任委員会の動き ○ 番査概要・活動

総務文教常任委員会

当委員会では、付託を受けた3議案について審査を行い、原案のとおり可決しました。

また、請願4件については、不採択としました。

○行田市税条例の一部を改正する条例について

問 この条例改正により、どうぞくらい増税等となるのか。

答 法人市民税については、法人税割の税率が12・3%から9・7%に引き下げとなることから、約7890万6千円の減額となる。

また、軽自動車税については、原動機付自転車が平成27年度から、軽自動車及び小型特殊自動車が平成28年度から税率が引き上げられるが、これら両方を現在の登録台数を例として計算した場合、約2千万円の増額となる。

○平成26年度行田市一般会計補正予算について

問 小・中学校の特別教室の

エアコン設置に関し、補助金が活用できなくなつた経緯は。

答 当初、国庫補助金を申請することが最良の方法であると判断し、国の学校施設環境改善交付金を活用し実施する予定であったが、埼玉県から

の通知により、このエアコン設置事業が国の採択予定事業に含まれていないことが判明し、不採択となってしまった。

このような中、教育委員会として、エアコン設置の先送りや補助金が交付される機会

を待つことなども検討したが、普通教室への設置を実施していることや、この事業が重点

事業であることを考慮し取り組んできたことから、予定どおり設置を行うこととしたものである。

なお、当然補助金は交付されないため、合併特例債を活用して事業を実施する予定であります。

問 このエアコン設置に係る

合併特例債に関し、後年度負担を考慮した場合、国庫補助

金と比べどのような金額の違いが発生していくのか。

答 今回、合併特例債を2億3670万円増額しなければならないが、合併特例債は借

金であり、その償還を考えた場合、7割は交付税により措置され、残りの3割は市独自の負担となる。

また、その金額を計算した場合、元金だけで約7100万円の支出をしなければならない。

反対にデメリットは、あえて挙げるならば、OAシステムの改修や初期導入費用が発生することや、情報漏えい等のリスクが全くないとは言い切れないことなどである。

問 社会保障・税番号制度の国民に対するメリット及びデメリットは。

答 大きなメリットとして、より正確な所得の把握ができる

ことや、この事業が重点

事業であることを考慮し取り組んできたことから、予定どおり設置を行うこととしたものである。

なお、当然補助金は交付されないため、合併特例債を活用して事業を実施する予定であります。

問 このエアコン設置に係る

合併特例債に関し、後年度負担を考慮した場合、国庫補助

ることが挙げられ、これにより、適正な課税等を行うことができる。

また、正確な所得の把握により、適正な社会保障の給付も行うことができるようになります。

その他、事務手続きが簡素化されるなどのメリットがある。

また規定を盛り込む考えはなかつたのか。

答 立入調査権については、第5条の実態調査で敷地内への立ち入りも想定している。

また、行政代執行についても規定しておらず、今回の条例では第10条の応急措置などを規定しているが、一定の効果があるものと考えている。

今後、国の特別措置法の動向も注視し、適切に対応していくべきだ。

答 第5条の実態調査で敷地内への立ち入りも想定している。

また、行政代執行についても規定しておらず、今回の条例では第10条の応急措置などを規定しているが、一定の効果があるものと考えている。

今後、国の特別措置法の動向も注視し、適切に対応していくべきだ。

答 第5条の実態調査で敷地内への立ち入りも想定している。

また、行政代執行についても規定しておらず、今回の条例では第10条の応急措置などを規定しているが、一定の効果があるものと考えている。

建設環境常任委員会

当委員会では、付託を受けた2議案及び総務文教常任委員会から審査依頼を受けた1議案について審査を行い、いずれも原案のとおり可決しました。

問 第7条の勧告及び第8条の命令において、「期限を定めて」とあるのは、どの程度の期限を想定しているのか。

答 定型的な期限は想定して

いる空き家等対策の推進に関する特別措置法案では、立入調査権や行政代執行などの項目が盛り込まれているが、今回条例制定にあたり、そういう

規定を盛り込む考えはないか。

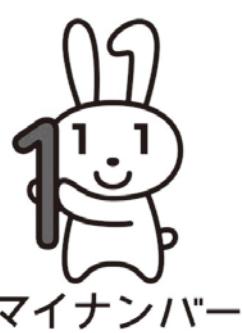
問 国会で提出が検討されて

いる空き家等対策の推進に関する特別措置法案では、立入

調査権や行政代執行などの項

目が盛り込まれているが、今

期に想定している。



の指導実績等を勘案して、個別に判断していく。

問 国会で提出が検討されて

いる空き家等対策の推進に関する特別措置法案では、立入

調査権や行政代執行などの項

目が盛り込まれているが、今

回の条例制定にあたり、そ

ういつた規定を盛り込む考えはなかつたのか。

答 立入調査権については、第5条の実態調査で敷地内への立ち入りも想定している。

また、行政代執行についても規定しておらず、今回の条例では第10条の応急措置などを規定しているが、一定の効果があるものと考えている。

今後、国の特別措置法の動向も注視し、適切に対応していくべきだ。

答 第5条の実態調査で敷地内への立ち入りも想定している。

また、行政代執行についても規定しておらず、今回の条例では第10条の応急措置などを規定しているが、一定の効果があるものと考えている。

今後、国の特別措置法の動向も注視し、適切に対応していくべきだ。

答 第5条の実態調査で敷地内への立ち入りも想定している。

また、行政代執行についても規定しておらず、今回の条例では第10条の応急措置などを規定しているが、一定の効果があるものと考えている。

今後、国の特別措置法の動向も注視し、適切に対応していくべきだ。

答 第5条の実態調査で敷地内への立ち入りも想定している。

また、行政代執行についても規定しておらず、今回の条例では第10条の応急措置などを規定しているが、一定の効果があるものと考えている。

今後、国の特別措置法の動向も注視し、適切に対応していくべきだ。

問 第7条の勧告及び第8条の命令による「期限を定めて」とあるのは、どの程度の期限を想定しているのか。

答 先般の訴訟では、「公衆浴場法の規定による浴場」の解釈が争点となつたことから、今回の改正で、いわゆる錢湯のみが浴場汚水の対象であることをより明確に規定したも